



31 東経企発第29号

東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例
見守り・検証会議 会長 殿

東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議条例第2条の
規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

令和元年7月18日

東村山市長 渡部 尚

記

1 諮問事項

平成30年度に東村山市が実施した新たな公民連携の取組みについて

2 諮問の趣旨

平成26年4月より施行した「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」第13条では、市内において活動する個人・団体と互いに自らの意思と責任のもと、相互理解に努め、対等な関係でまちづくりを進めるよう努めることを定めています。また、第8条では、職員は、社会経済状況の変化を敏感に捉え、課題や要望等を的確に把握し、創意工夫に努め、使命感を持って職務を遂行し、まちづくりに取り組むことを定めています。これまでも、指定管理者制度などさまざまな手法で公民連携に取り組んで参りましたが、現在市では、従来の手法や発想にとらわれない民間事業者との公民連携にも力を入れて取り組んでいるところです。

このことについて、貴会議に対し、平成30年度において市が実施した公民連携の取組みが、当条例に定められた「協働」「職員の責務」に則し、適切かつ効果的に実施されたかについて意見を求めたく、ここに諮問いたします。

以上